

芦屋景観地区（素案）に関する市民意見募集の実施結果について

平成20年7月15日から平成20年8月15日までの期間において、芦屋景観地区（素案）について、市民意見の募集を行いましたのでご報告します。

1 市民意見募集の実施状況

意見募集期間	平成20年7月15日～平成20年8月15日
素案公表の方法	市ホームページに掲載 都市計画課及び行政情報コーナーで閲覧
市民周知の方法	市広報紙7月1日号に掲載し、市ホームページにも掲載

2 意見募集実施結果

意見の提出件数	1人 3件（1人 1件）
意見の内訳	全体意見 1件 個別意見 0件 素案に関する内容以外の意見 2件（1件）
意見の取扱い	「意見を反映」 0件 意見を受けて素案に追加や内容を修正するもの 「素案で考慮済み」 1件 意見の趣旨をすでに素案に織り込み済みのもの 「説明」 2件（1件） 素案の趣旨を説明し理解を得るもの

（ ）内は募集期間外に提出のあった意見件数

3 各意見に対する回答について

(1) 全体意見

番号	内容（要旨）	取扱い	市の考え方
	震災前の風情ある品格の街並みは望むべくもありませんが、一にも二にも品位のある街を構築してください。	素案で考慮済み	認定基準の一般基準は、 1 緑ゆたかな美しい芦屋の景観を目指し、建築物の外観や形態意匠は、芦屋らしい景観の基本となっている自然環境や歴史的資産との一体性や、地域ごとの景観特性に考慮し、周辺の街並みや境界との関わり状況、敷地内の位置、建築物の規模、意匠、材料及び色彩について、隣接する相互間で調整され、地域全体として調和し、景観の向上に資するものとする。 2 緑ゆたかな美しいまちづくりには、樹木草花の存在は欠かすことができない。そのため、潤いのある生活環境の創造に寄与するよう、壁面緑化や屋上緑化を含め、建築物及び駐車場など建築物に付属する施設と緑化デザインが一体となった、緑ゆたかな美しい景観の形成を図るものとする。 としており、ご意見を踏まえた街の構築を目指していきます。

(2) 素案に関する内容以外の意見

番号	内容（要旨）	取扱い	市の考え方
	白壁は、反射熱が高く気温上昇を促進させます。温暖化対策との連携が必要。	説明	外壁の色彩については、特定の色を規制するのではなく、芦屋の景観色を念頭に、高明度・低彩度を基本とすることとしています。
	A氏のアドバイザー起用。	説明	景観アドバイザーの人選につきましては、芦屋市の状況に精通している方を中心に構成されることが望ましいと考えております。

(3) 素案に関する内容以外の意見（募集期間外に提出のあった意見）

番号	内容（要旨）	取扱い	市の考え方
	市条例を制定し、景観保持の為、見苦しいPR旗の撤去等何らかの規制を打ち出すことが将来的にも必要。	説明	現在、広告旗等の屋外広告物は、屋外広告物法に基づく兵庫県屋外広告物条例により道路上への掲出は規制がされていますが、敷地内については許可基準に適合していれば掲出が可能です。 景観法では、景観地区に屋外広告物の制限について定めることができません。 ご提案いただいた広告旗の制限については、県の同意を得て景観行政団体となり、景観計画を定める中で、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項を定める必要があり、今後の課題として認識させていただきます。